

平成24年12月定例会

平成24年度一般会計補正予算など22議案を可決

平成24年12月定例会は、12月3日に開会し、21日まで19日間の会期で開催されました。田辺市長等の給与に関する条例の一部改正についてをはじめ、平成24年度一般会計・特別会計補正予算など、市長提出議案18件については全て原案のとおり可決し、議会提出議案3件、国の関係行政庁に提出する意見書1件についても原案のとおり可決されました。このほか、市長専決処分事項1件を承認、1件の報告を受け、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての人事案件2件について異議なしとしました。

なお、9月議会で常任委員会に付託され、閉会中の継続審査となっていた平成23年度一般会計及び各種特別会計の歳入歳出決算議案19件については、全て可決及び認定されました。

また、12月定例会では12月12日、13日の2日間にわたり、6人の議員が一般質問を行いました。

【目次】

議決結果の一覧	P 1～3
一般質問と答弁の要旨	P 4～6
田辺市補助金の適正執行に関する決議	P 7
議会活動日誌	P 8

条例（可決8件）

- 田辺市長等の給与に関する条例の一部改正について
市長及び副市長の給料を減額するため改正するもの
- 田辺市集会所条例の一部改正について
地籍調査の実施結果により、集会所の位置を修正するため改正するもの
- 田辺市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部改正について
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体の国等への寄附金等の支出を原則禁止する措置が廃止されたため、所要の改正を行うもの
- 田辺市暴力団排除条例の一部改正について
改正について
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うもの
- 田辺市税条例の一部改正について
普通徴収に係る個人の市民税等の納期を変更するため改正するもの
- 田辺市過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について
過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、固定資産税に係る特別措置の適用期限を延長するため、所要の改正を行うもの
- 田辺市立小学校及び中学校条例の一部改正について
栗栖川小学校と二川小学校とを統合し、新たに中辺路小学校を設置するため、所要の改正を行うもの
- 田辺市体育施設条例の一部改正について

議決結果の一覧



中辺路町川合1451番地ほか2カ所に体育施設を設置するとともに、これらの体育施設の使用料の額を定めるため改正するもの

補正予算(可決5件)

※金額は補正後の額

- 平成24年度田辺市一般会計補正予算(第7号)
478億7623万9千円
- 平成24年度田辺市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
112億3057万3千円
- 平成24年度田辺市同和对策住宅資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)
5億3020万1千円
- 平成24年度田辺市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
6億1761万7千円



- 平成24年度田辺市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
3億7511万5千円

その他議案(可決5件)

- 工事請負契約の締結について
三六総合運動公園体育館宿泊棟建築工事請負契約を締結するもの
- 工事請負変更契約の締結について
串峠平治川線道路災害復旧工事請負変更契約を締結するもの
- 権利の放棄について
無資力の者の住宅新築資金貸付金及び宅地取得資金貸付金に係る債権を放棄するもの
- 工事請負契約の締結について
建設残土処分場整備(その3)工事請負契約を締結するもの
- 工事請負契約の締結について
和田谷熊瀬川線道路災害復旧工事請負契約を締結するもの

承認(1件)

※金額は補正後の額

- 専決処分事項について

- 平成24年度田辺市一般会計補正予算(第6号)
470億3128万9千円

報告(1件)

- 専決処分事項の報告について
損害賠償の額を定め、和解除することについて専決処分したもの

人事案件(2件)

- 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて(2件)

任期満了により、委員候補者を法務大臣に推薦することについて「異議なし」としました。
委員候補者は次の方々です。

古久保 久代 氏
山 本 巖 氏

発議(可決3件)

- 田辺市補助金の適正執行に関する決議

※7ページに全文掲載

- 田辺市議会委員会条例の一部改正について

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

- 田辺市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について

地方自治法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの

請願(1件)

- 補助金不正問題全容究明のため「百条委員会の設置」を求める請願

本請願については、賛成少数により不採択となりました。

認定(19件)

※金額は支出済額

- 平成23年度田辺市一般会計歳入歳出決算について
※産業建設委員会で、附帯決議を付して認定

459億3707万2444円

- 平成23年度田辺市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について

105億6123万68円

- 平成23年度田辺市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について



ついて

16億269万4276円

- 平成23年度田辺市介護保険特別会計歳入歳出決算について
78億783万6807円

- 平成23年度田辺市分譲宅地造成事業特別会計歳入歳出決算について
5万1227円

5万1227円

- 平成23年度田辺市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算について
4億1011万9800円

4億1011万9800円

- 平成23年度田辺市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算について

141万4327円

- 平成23年度田辺市同和对策住宅資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について

5億4783万1920円

- 平成23年度田辺市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について

いて

4億6879万5519円

●平成23年度田辺市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について

3億7946万1206円

●平成23年度田辺市林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について

1543万7640円

●平成23年度田辺市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について

4597万7380円

●平成23年度田辺市特定環境保全公下水道事業特別会計歳入歳出決算について

6063万6682円

●平成23年度田辺市戸別排水処理事業特別会計歳入歳出決算について

437万2122円

●平成23年度田辺市診療所事業特別会計歳入歳出決算について

4億3120万4475円



●平成23年度田辺市駐車場事業特別会計歳入歳出決算について

4億2814万9691円

●平成23年度田辺市木材加工事業特別会計歳入歳出決算について

1億9918万2601円

●平成23年度田辺市四村川財産区特別会計歳入歳出決算について

2820万665円

●平成23年度田辺市水道事業会計利益の処分及び決算について

※可決及び認定
14億908万6864円

意見書（1件）

次の意見書を可決し、地方自治法第99条の規定に基づき、関係行政機関に提出しました。

●近畿自動車道紀勢線ミッシンググリンクの早期解消及び4車線化の早期実現を求める意見書

高速道路は、都市と地方の交流を促し広域化するレジャーや観光の手段として、また新鮮な農林水産物などをいち早く輸送する基幹道路として、地域経済を支える最も重要な社会基盤の一つである。

さらには、南海トラフ巨大地震の発生や異常気象による大規模災害が危惧される中、迅速なる物資の輸送や救助・救援活動等、緊急救急医療体制の確立を図り、大津波発生時の緊急避難場所としての機能を備えることができるなど、地域の安全・安心を支える上においても、その機能強化を早期に図る必要があると考える。

また、昨年5月に「海南～有田間」の4車線化が完成し渋滞は解消されたものの、暫定2車線区間のままである「有田～南紀田辺間」は、全国でも有数の交通量による新たな渋滞が発生しており、加えて対面通行による重大事故の発生なども深刻な問題となっている。

こうした中、本年4月6日には国から有田～御坊間4車線化の事業化が発表され、一日も早い事業着手が待たれるところである。また、未事業化区間である「すさみ～太地間」及び「新宮～大泊間」についても、本年6月から計画段階評価に着手され、8月には地方小委員会にお

いてルート帯やIC配置等の対応方針（案）が了承されるなどの手続きが進められ、事業化に向け住民の期待が高まっているところである。

よって、国においては、地方の高速道路の実情とその整備の必要性を御理解いただき、「有田～南紀田辺間」までの早期4車線化実現のため、左記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 近畿自動車道のミッシング

・「有田～すさみ間」及び那智勝浦道路については、平成27年国体開催までに供用すること。

・「すさみ～太地間」及び「新宮～大泊間」については、平成25年度に新規事業化すること。

2. 近畿自動車道紀勢線「有田～南紀田辺間」4車線化の早期実現

・「有田～御坊間（湯浅御坊道路）」については、事業評価など必要な手続きを速やかに実施し、早期に事業着手

すること。

・「御坊～南紀田辺間」については、早期に事業化すること。

3. 地域が真に必要とする道路整備を推進するための予算確保
・高速道路から生活道路まで、防災対策をはじめ地域が真に必要なとする道路整備を計画的かつ着実に推進するため、道路関係予算は所要の額を確保すること。

（提出先）

内閣総理大臣
財務大臣
国土交通大臣
衆議院議長
参議院議長



南伸工事が進む近畿自動車道紀勢線



一般質問と答弁の要旨



防災について

問 津波対策としてのソフト面の強化について

答 東日本大震災発生時は当地方にも大津波警報が発表されましたが、市の指定する避難施設において確認できた避難者は、最大で764人でした。このほかにも、避難した方々がいたものと考えますが、やはり全体的には少なかつたことは否めません。その要因については、当地域で大きな地震の揺れが発生しなかつたことから、大きな津波は来ないだろうと、自己判断した方が多かつたのではないかと考えています。

しかし、市としては、揺れが伴わない地震であっても、大津波警報や津波警報が発表されたときには、直ちに高い場所へ避難するという津波への危機意識を市民の皆さんに一層高めてい

ただく防災啓発が非常に重要であると認識しているところです。

そうしたことから、まず家族という小さなコミュニティの中で防災について話し合っていたために、9月の第一日曜日を「家族で考える防災の日」に設定し、その啓発に努めるとともに、子供たちへの防災教育の一環として、市内の小中学生を対象に「我が家の防災対策」をテーマとした作文を募集するなど、一人ひとりが自分の命に主体性を持つという意識を育み、災害に対する自助の対応力を高める取り組みを行ってきました。

また、平成24年7月に中部ブロック全体で取り組んだ津波避難訓練では、事前準備として地域の方々の参加によるワークショップを3回開催し、地域内の危険箇所や津波からの避難時に障害をきたす箇所などについて意見交換を行い、その結果をもとに、地震によって家屋やブロック塀等の倒壊の危険性がある

箇所については訓練時に通行どめとするなど、実践に即した訓練を実施しました。

この訓練では、地域内の幼稚園や保育所、小中学校が参加し、訓練スタッフに小中学生を配置したほか、園児の避難支援を中学生が行うなど、地域全体で訓練に取り組み、行政主導ではなく、地域が主体となって実践できたことは、津波対策への想像力不足を補い、日ごろから津波にどう向き合うかを考える機会となり、このことが地域の防災力の向上に発展するものと考えています。

先の東日本大震災においても、中学生が小学生の避難を助け、また、児童・生徒の率先した避難行動がきっかけとなり、周囲の住民が避難を行い、津波による被害を最小限に抑えた事例が報告されています。こうした例を教訓とした地震や津波に対する防災教育とともに、東北地方での辛い経験と厳しい教訓は、災害に強いまちづくりへの知恵として、永遠に引き継がなければならないものです。そのためには、防災意識を次の世代に引

き継いでいく取り組みとして、児童・生徒を含めた地域における実践的な訓練や防災教育を重点的に推進し、家庭から地域へと長期的に防災効果を浸透させる仕組みづくりを行っていきたいと考えています。



市民の声を聞く制度の充実を

問 市民の声をもっと聞けるよう、取り組みを充実することはできないか

答 本市では、市民の皆さんとの協働を合併後のまちづくりの柱の大きな一つに掲げています。

そして、協働の根幹となるのが市民の皆さんとの情報共有であり、これを推進するためには、市政情報を市民の皆さんにお知

らせるとともに、行政に対する御意見や御要望の様々な声をいただくための取り組みは必要であることは申すまでもありません。

こうしたことから、市においては、合併直後から市政未来ポストをはじめ、市民の皆さんとの意見交換の場ともなる「まちづくり学びあい講座」などを積極的に推進する一方、市長として自らもできる限り地域に出向き、自分の考えを伝えながら、地域の方々の生の声をお聞きしてきました。

今後においても、市政未来ポスト等の広聴制度について、さらに多くの方々に知っていただき、気軽にご利用いただけるよう、広報紙やホームページ等でおなじみの周知に努めるとともに、市長としてもさらに市民の声を拝聴していきたいと考えています。

また、制度の充実はもちろんのことですが、より大切なのは、市民の声を聞く職員の意識であると考えます。これまでも、職員は様々な場や機会において、市民の皆さんの考えなどを聞

きしてきましたが、今後においても、さらに真摯に聞く意識を徹底させ、協働のまちづくりの推進につなげていきたいと考えています。

新市建設計画について

問 新市建設計画の進捗状況、残事業について

答 新市建設計画については、合併後のまちづくりの方向性を示した計画であり、新市の将来像の実現に向けて必要な事業として114の事業を登録しています。

まず、進捗状況については、114事業のうち、現在87事業が完了及び実施中であり、進捗率は76.3%という状況です。なお、地域別では、旧田辺地域

が75.6%、龍神地域が73.3%、中辺路地域が100.0%、大塔地域が43.8%、本宮地域が82.4%となっています。

こうしてみると、地域ごとの進捗に差があるものの、全体的には合併特例債をはじめとする有利な財源を活用する中で、道路やケーブルテレビの整備をはじめ、防災関連施設、学校・生涯学習施設、さらには観光施設などの整備に取り組んでおり、生活基盤はもとより、防災、教育、文化、観光といった幅広い分野において着実に充実が図られているところです。そういう意味では、新市のまちづくりは概ね順調に進めることができていると考えています。

次に未実施事業については、現在27事業が未着手となっています。具体的には道路関連で6事業、学校施設関連で5事業、住宅関連で4事業、保育所整備及び林道整備関連でそれぞれ3事業、簡易水道関連で2事業などがあります。

新市においては、新市建設計画をまちづくりの基本と位置づけ、建設計画登載事業の推進に

取り組んでいるところですが、一方では、建設計画登載の有無にかかわらず、その時々々の状況を踏まえ、必要性や緊急性を見極めた上で、各種事業の推進に取り組むことが重要であると考えています。

そうしたことから、登載事業において、地元調整など事業実施に向けた環境が整っていない事業も含めて、27事業が未着手となっている状況ではありますが、現在、個々の事業について、実現の可能性も含めて多角的な観点から、鋭意検討を重ねているところです。

男女共同参画について

問 少子化対策や住みやすい田辺を目指す市、子育て支援に対する市の考えは

答 少子化対策や子育て支援は、急速に少子化、高齢化が進む現在の最重要課題の一つと捉え、市では今年度、新たに5年間を計画期間として策定した「第一次田辺市総合計画後期基本計

画」の中でも、「子供をはぐくむまちづくり」、「子育てを支えるまちづくり」として方針や目標を掲げて、取り組みを進めているところです。

一方、少子化対策、子育て支援は、国においても喫緊の課題として、積極的な取り組みが求められており、市においても平成15年に策定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画として、平成17年に「田辺市次世代育成支援行動計画」を策定、平成22年には、前期計画の取り組みを検証・評価した上で、その後の支援施策の方向性や目標を見直した「後期計画」を策定して、地域における少子化対策、子育て支援を総合的に実施しているところです。

また、平成22年度には、「次世代育成支援行動計画」をもとに、各課で所管、実施している子育て関連事業を洗い出し、「子育て支援」という観点から、「みんなで子育て応援プログラム」として取りまとめ、学童保育所運営や予防接種、乳幼児医療や子育て相談など58の事業に、鋭意取

り組んでいるところです。

少子化対策や、子育て支援策は、広く様々な分野で取り組んでいく必要があります。ある一定の施策に注力すれば効果が上がるものではありません。保育所や学童保育所、ファミリーサポートセンターなどはもとより、行政全般にわたる取り組みが必要であり、子育て世代の様々なニーズやライフステージに対応した施策を総合的に実施していくことが重要であると考えています。

少子化対策や子育て支援はこれからの社会のあり方や先行きを左右する極めて重要な施策です。今後とも国・県の新たな支援体制を注視しながら取り組みを継続していくとともに、「子供を安心して産み、育てられる」環境の一層の整備を図るため、引き続き関係機関や関係団体と一体となって取り組んでいきたいと考えています。



住宅リフォーム助成制度の創設について

問 住宅リフォーム助成制度をどのように認識しているか

答 住宅リフォーム助成制度は、経済状況の低迷により新たな建築市場として、地域経済対策を主たる目的とした施策であり、全国では地域産業の活性化として取り組む自治体も見られます。この制度は平成16年から始まり、平成24年7月現在の調査では、全国533の自治体に広がっており、自治体総数の29.8%に至る状況ですが、和歌山県においては、県・市町村ともに制度自体がないのが現状です。

この補助制度は、人気のある制度である反面、その要旨は市内在住の施工業者にリフォーム工事を行ってもらうことが大前提となります。しかしながら、大手ハウスメーカーや田辺市以外の業者も多く新築工事に携わっているため、この場合、施主は自分が建ててもらった業者にリフォーム工事を行ってもらうことも補助金が出ない状況が生じ

たり、また、特定業種に対する補助制度を創設することについても公平性の確保という問題があったりすると認識しています。

問 助成制度を創設する考えはあるのか

答 市では、従来から国・県の補助制度を活用し、高齢者及び障がい者の方々に対して住宅のバリアフリー化の補助を行っています。また、木造住宅についても耐震診断を行い、耐震改修について工事費の3分の2以内で1棟当たり60万円を限度として補助し、さらに工事費の11.5%（最大40万円）の追加補助金が受けられる制度を設けていますので、これらの制度を活用していただきたいと考えています。

問 試験的でもよいので早急に創設してはどうか

答 市では、まず防災の観点から、市民の安全・安心な居住の確保のための耐震化やバリアフリー化のリフォーム助成制

度の促進を図るとともに、施策目的に応じた助成制度の有効活用に努めていきたいと考えています。住宅リフォーム助成制度の創設については、今後、県並びに関係機関とも連携を図りながら研究をしていきたいと考えています。



市長2期目の実績と3期目に向けた決意について

問 2期目4年間の実績と3期目に向けた決意は

答 市長として、市町村合併後の8年間、市民の皆さんに「合併して良かった」と思っていただけよう、応えていくことが責務であると肝に銘じ、皆さんのご協力を賜りながら新市のまちづくりの方向性を示した「市町村建設計画」の実現に努め

てきました。市町村建設計画は、現時点での進捗率が8割近くになるなど、各種の基盤整備は着実に具現化でき、まちの骨格は確立できたものと考えています。

2期目の4年間は、合併効果を生かした1期目の基礎づくりの続き、「産業力の強化」「文化力の向上」「地域力の充実」を政策の柱に掲げ、これからの田辺市の価値を高め、また新たな価値を創造するための施策を展開しているところです。

また、総合計画に掲げた基本理念である「一人ひとりが大切にされ幸せを実感できるまちづくり」、この田辺市のまちづくりについて私なりに申し上げれば、一人ひとりが大切にされるとは、一人ひとりの人権が真に尊重され、互いに認め合い、それぞれの個性が生かされて、自分らしく生きることができる社会のことと、幸せを実感できることは、物の豊かさのみならず、心の豊かさも求められ、その自分らしい生き方が、ひいては田辺らしいまちづくりにつながっていることが実感できることを意味すると思っています。このことを

念頭に置き、私なりにぶれずにやってこられたと考えているところです。

しかしながら、本市では、昨年の東日本大震災や台風12号災害を踏まえたあらゆる自然災害に対する総合的な防災対策の再構築をはじめ、人口減少や少子高齢化への対応、さらには地域経済の活性化や雇用創出など課題が山積しています。市町村建設計画の総仕上げもあります。こうした中でまだ残っている2

期目における市政運営も含め、2期8年の私の仕事を市民の皆さんに評価していただき、引き続き市政運営の任をお任せいただけるのであれば、今一度謙虚な心と市民への思いを持って、これまでに築いたまちの骨格を市民の皆さんが誇りに思えるまちの確立につなげていきたいと考えています。



市補助金の適正執行について田辺市議会の決議を可決

元市議が関係する一連の植樹事業に係る市補助金について、本議会ではそれぞれ3常任委員会（総務企画・産業建設・文教厚生）において、当該補助金問題が起こった背景や要因、また事務執行が適正に行われていたかを明らかにし、早期の再発防止を図ることを主眼に鋭意調査を行いました。

その上で、本議会は、「特定の団体や個人に対価なく給付する金銭（公金）」である補助金の趣旨をかんがみ、今後の補助金事務に係る留意事項等を盛り込んだ「田辺市補助金の適正執行に関する決議」を全会一致により可決しました。

田辺市補助金の適正執行に関する決議

今般、元市議が関係する一連の植樹事業に係る補助金問題に関し、多くの市民の皆様には不信感を抱かせたことは極めて遺憾であり、本件に係る議会の対応に若干期間を要したことなども含め、二代表制の一翼を担う我々市議会としても率直にお詫びしなければならない。

こうした事案は、二度と繰り返してはならないものであり、失われた信頼を一日も早く取り戻すためには、再発防止に向けた必要な措置を講ずることが非常に重要である。

自治体が交付する補助金の支出根拠は、地方自治法第232条の2において、その公益性が規定されていることから、事業活動の目的、内容等が社会・経済情勢及び市民感覚に合致している事業がその前提となる。

一方、市民協働によるまちづくりの推進という観点から、市民の高度で多様化するニーズに応えるとともに、自発的なまちづくり活動が促進される事業に対する補助金交付が求められることは論じるまでもない。

以上のように、補助金は「特定の団体や個人に対価なく給付する金銭（公金）」であり、細心の注意が求められるが、今回の事案によって、市民のまちづくり活動への参画を後退させるようなことは決してあってはならない。

よって、同様の事態が再び繰り返されることのないよう、補助金事務に際しては下記の事項に留意するよう強く要望する。

記

1. 市民が公共の利益を等しく享受するためにも、公平かつ客観的な視点により、事業の目的・内容・効果を検証すること。また、事業の適格性、透明性という視点から、団体等の会計処理及び補助金の使途が適切であること。
2. 補助金に係る財源は、厳しい財政状況の中で捻出された公金であるという認識に基づき、関係書類等を十分精査した上で、補助金交付の適否を慎重に審査すること。
3. 今般の一連の植樹事業における「ふれあいの森緑化推進事業補助金」等に係る補助制度自体を否定するものではないが、今回の事案を十分勘案した上での制度設計に努めるとともに、事業費補助の適格性、妥当性等の観点から、市補助金全般にわたる補助要綱等について徹底検証を行うこと。

以上、決議する。



議会活動日誌

本会議

- 12月 3日（1日目） 決算に係る委員長報告、常任委員会所管事務調査委員長報告、議案の提案説明、議案に対する質疑及び付託
 4日（2日目） 付託議案に係る委員長報告・議案審議
 12日（3日目） 一般質問（4人）、追加議案の提案説明
 13日（4日目） 一般質問（2人）、議案に対する質疑及び付託
 21日（5日目） 付託議案に係る委員長報告・議案審議



委員会

- 10月 3日 産業建設委員会（「田辺市ふれあいの森緑化推進事業補助金」等について）
 9日 産業建設委員会（決算審査について）
 10日 産業建設委員会（決算審査について）
 11日 文教厚生委員会（決算審査について）
 12日 文教厚生委員会（決算審査について）
 19日 総務企画委員会（紀州「熊楠の森」大植樹祭に対する「みんなでまちづくり補助金」について）
 26日 総務企画委員会（みんなでまちづくり補助金等に係る調査結果について）
 産業建設委員会（「田辺市ふれあいの森緑化推進事業補助金等」に係る調査結果について）
 11月 8日 産業建設委員会（決算審査について）
 文教厚生委員会（決算審査について、所管事務調査報告について）
 15日 総務企画委員会（決算審査について）
 16日 総務企画委員会（決算審査について）
 27日 議会運営委員会（12月定例会運営について）

- 12月 3日 総務企画委員会（委員長報告について）
 産業建設委員会（委員長報告について）
 文教厚生委員会（委員長報告について）
 国体に係る三四六総合運動公園等整備特別委員会（三四六総合運動公園の整備についてなど）
 4日 産業建設委員会（付託議案審査及び委員長報告について）
 11日 高速道路及び国道バイパス促進特別委員会（近畿自動車道紀勢線及び西バイパスの工事発注状況等についてなど）
 12日 議会運営委員会（12月定例会の運営について）
 13日 産業建設委員会（付託議案審査について）
 14日 総務企画委員会（付託議案審査について）
 文教厚生委員会（付託議案審査について）
 19日 産業建設委員会（世界遺産熊野本宮館現地視察）
 21日 議会運営委員会（最終日の日程等について）
 総務企画委員会（委員長報告について）
 産業建設委員会（委員長報告について）
 文教厚生委員会（委員長報告について）

議会日程の詳細や市議会だよりの内容等について、ご意見・ご質問等がありましたら、下記までご連絡ください。

ホームページでは、議会の情報や本会議議録、録画映像をご覧いただけるほか、声の議会だよりもご利用いただけます。

【連絡先】

田辺市議会事務局

〒646-8545 田辺市新屋敷町1番地

TEL 0739-26-9940（直通）

FAX 0739-25-5579

E-mail: gikai@city.tanabe.lg.jp

http://www.city.tanabe.lg.jp/gikai/

市議会本会議のインターネット録画映像を配信しています

◆田辺市議会インターネット録画中継トップページ

<http://www.kensakusystem.jp/tanabe-vod/index.html>

※上記以外に田辺市議会及び田辺市のホームページトップページのリンクからもご覧いただけます。

議会を傍聴しませんか？

市議会では、市民の皆さんの生活に密着した重要な問題が審議されています。

市政を知る良い機会です。お気軽にお越しください。

次の3月定例会は、下記の日程で開催する予定です。

平成25年3月定例会（予定）

本会議 2月27日・28日・3月11日・12日・13日・22日

委員会 3月4日・5日・13日・14日・15日・18日・19日・21日（予備日含む）

※上記日程は変更することがあります。

傍聴を希望される場合は、お手数ですが日時をお問い合わせください。



次の「市議会だより」

5月号
（3月定例会の報告）



市議会だより